



「AI やビッグデータ」は最上か？

のんびりした静かな春を経験することなく 初夏を迎えました。梅雨の時期ではありますがどうやら梅雨らしくもありません。やはり気象現象に異常を来しているのではないのでしょうか。

コンピューターの進化は目を見張るものがあり、とてもついてはいけない領域に到達しようとしています。ビッグデータを利用しての生産 販売 医療 教育・・・出来ないものはないと言われます。AI 内臓のロボットが人間の仕事を奪うとも言われます。今話題のフィンテック活用の広がりは無限でしょう。予測 評価 判断 決定もすべて掌ることが可能というから恐ろしい能力です。

果たしてどうでしょうか？人間に取って代わってしまうのでしょうか？

私は思います。「分野、土俵が異なる」と、お互い競うものでもありません。大量のデータの集計分析など、コンピューターは得意中の得意で人間のおよぶところではありません。学習能力も備わっています。

五感と「心」 — 神が人間に授けた超能力

一方人間には「心」があり、それは微妙で複雑怪奇であります。社会は、人間関係の中で成り立ち生きています。

そして人間には五感が備わっています。聴覚、味覚、嗅覚、視覚、触覚、ここが大事なところと思うのです。五感と「心」、これは人間だからこそ他をもって変えがたいところです。しかも人間は触覚をもって聴覚に代替し、嗅覚をもって視覚を補うこともできます。相互に時と場合に応じ連携、補うことができるのです。そして「心」をもって判断することもできます。これは素晴らしい能力で驚異的なことです。

人間だけに神が授けた超能力で尊敬のほかありません。

さて AI 頭脳と人間の超能力、どちらがどちらではありません。

相互に活かしあい、補い合うことが人間の叡智ではないのでしょうか。

最近思います。この人間の叡智をより磨き精進を重ねねばと思うことしきりです。

納税環境整備について

CAT
研究室



○ クレジットカード納付制度の創設(平成 29 年 1 月 4 日から)

国税の納付手段の多様化を図る観点からインターネットの専用サイト(マイナポータル)を使ってクレジットカード納付が可能になります。

※税目に制限はなく納付書で納付できる国税が対象となります。

※クレジットカードの利用手数料は、利用者(納税者)が負担します。

(参考)東京都はすでにクレジットカードによる納付の導入が行なわれていますが、

納税額 1 万円が増えるごとに 78 円(税込)のクレジットカード利用手数料がかかります。

例えばクレジットカードの利用上限が 1000 万円で、1000 万円の納税をクレジットカードで納付した場合 78,000 円の手数料がかかります。

カード会社のポイント還元率が 1%ならば高額な納付であればクレジットカードを利用したほうが有利になるかもしれません。

(例)ポイント還元額－クレジットカード利用手数料の計算(納税額 1000 万円の場合)

$$1000 \text{ 万円納税額} \times (1\% - 0.78\%) = 22,000 \text{ 円}$$



○ 加算税制度の見直し(平成 29 年 1 月 1 日から)

(1) 事前通知後に行なう修正申告等による加算税

改正前の国税通則法は①正当な理由がある場合、②更正を予知しないで修正申告をした場合のいずれかに該当するときには過少申告加算税は課せられませんでした。

調査の連絡があった場合に、実地調査の日程前に修正申告を提出して、加算税を逃れるケースが発生していました。

今回の改正では、事前通知(調査の連絡を受けた段階)から加算税を課すという内容になっています。

改正前

	更正予知前	更正予知後
過少申告加算税	0%	10% (15%)
無申告加算税	5%	15% (20%)

改正後

	事前通知前	事前通知後 更正予知前	更正予知後
過少申告加算税	0%	5% (10%)	10% (15%)
無申告加算税	5%	10% (15%)	15% (20%)

※ カッコ書きについて

過少申告加算税: 期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分に対する税率

無申告加算税: 納付税額のうち 50 万円を超える部分に対する税率

ますます書面添付の重要性が高まってくることが予想されます。

@企業版ふるさと納税について@

個人ふるさと納税もだいぶ利用する方が増えて参りました。個人だけでなく法人ふるさと納税が4月14日に成立し、4月20日に官報にて公布されました。

施行日は「法律を公布する日」に審議途中で変更されたため、**平成28年4月20日から平成32年3月31日まで**の間に、自治体の一定の事業に関連する寄附金を支出した場合に、法人事業税・住民税・法人税において税額控除が可能となります。

ただし、あくまで「対象となる事業」が決まらなると寄附先がないため、第1弾は今年の夏頃に決定されると予想されます。

===企業版ふるさと納税のポイント===

1. 今までの2倍の節税効果があるか。
2. 寄付金の最低額は10万円。
3. 寄付できる地方公共団体に制限がある。
4. 軽減されるのは寄付金額の30%、60%のいずれか。
5. 企業版では特典や特産品などもらえるか。



～ご案内～ 藤沢法人会青年部主催ふるさと納税についてのセミナーがございます。

『今さら聞けないふるさと納税 ～法人版・個人版の違い～』

8月10日 18:00～19:00 講師 (株)経営センターグロウ 志村智江

お申込みは藤沢法人会青年部事務局となります。お申込連絡先：(株)WIN 川口 0466-89-6790

とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GR

読書の時間



AIの衝撃

人工知能は人類の敵か

小林雅一 著／
講談社現代新書

私は将棋が大好きで、近頃のコンピューターと棋士との闘い（電王戦）等よく見えています。もう人間が勝てない。

囲碁の世界でも今年の3月α碁が世界のトップ棋士に勝ちました。新聞紙上で人工知能の機械学習とかディープラーニングとかを知り、どういう仕組みになっているか知りたくて、この本を読みました。

脳科学と融合した「自ら学んで進化する AI」は従来のビジネスモデルを覆す。日本の産業界がそれに気づかずこの分野でグーグルなどに遅れをとるとどうなるか……人間の存在価値が問われる時代になったのですね。
(碓)

今月の格言

じゃ やぶ せい い うつ う
「邪を破らずして誠意を移し植う」

不正や過失を見聞きしたとき、非難や攻撃を加えてそれを性急に正そうとする態度をとらず、人を育てようとする深い思いやりの心を相手の理性や感情に注ぎ、その人がおのずから自分の非に気づいて改めるようになるまで導くという不正や過失に対するときの心遣いと行いを示したものです。

さわやか土曜塾では皆様のご参加をお待ちしております。

7月の予定

日時：7月9日(土) 10:00～11:30

場所：辻堂図書館 多目的室

会費：500円

詳細は佐藤まで



1. 納期の特例を受けた源泉所得税(1～6月分)の納付

上期(平成28年1月～6月分)源泉所得税の納期限が7月11日(月)となっています。
納期の特例の適用を受けている事業所様で弊所で源泉税の納付書を作成しているかたは、担当者に1月から6月までの給与の額・賞与の額及び弁護士・司法書士・社労士等に支払った報酬額をなるべく早くお知らせくださいますようお願い申し上げます。

2. お客様駐車場の場所が変わりました

6月1日よりこれまでのお客様用駐車場がコインパーキングとなってしまったため、駐車場の場所を右図の★駐車場に変更させていただきました。(駐車位置 番号 49・50番)

お分かりにならないときは、遠慮なく弊所までご連絡ください。



とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW

消費税 社会保険料の滞納は命取り

消費税の滞納が急増しているという。消費税用に別に貯金している人はほとんどいない。8%でも結構な金額になりその負担に苦しむ。ほんとうは「預かり金」なのだが・・・。

社会保険料も滞納しがちだ。

驚くのは延滞に加算される利息相当分でこれがばかにできない。まるでマチ金融で10%を超える。まけてはくれない。

したがって本当は何をおいても滞納は避けたい。にっちもさっちもいなくなる前兆はこの税金の滞納から始まる。資金繰りも大変な中ですが是非頑張ってください。



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 柿崎ビル6F

TEL 0466(36)0627

FAX 0466(33)4892

URL: <http://www.ukuta.net/>

**編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております。お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail: nomura@ukuta.net 又は上記FAXでお願いいたします。)